

Q 町民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

- A** ①ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている方、または平成 27 年 6 月に「町民税・県民税納税通知書」が小野町から届いた方は、町民税が課税されています。
- ②平成 27 年度介護保険料額決定通知書または平成 27 年度介護保険料納付通知書に記載されている「所得段階区分」で第 6 段階以上となっている方は、町民税が課税されています。

Q 基準日(平成 27 年 1 月 1 日)の翌日以降に引越した場合の給付金の申請はどうなりますか？

A 基準日(平成 27 年 1 月 1 日)時点で住民票のある市区町村に給付金を申請できます。具体的な申請期間や手続きについては、基準日時点でお住まいの市区町村に問い合わせください。

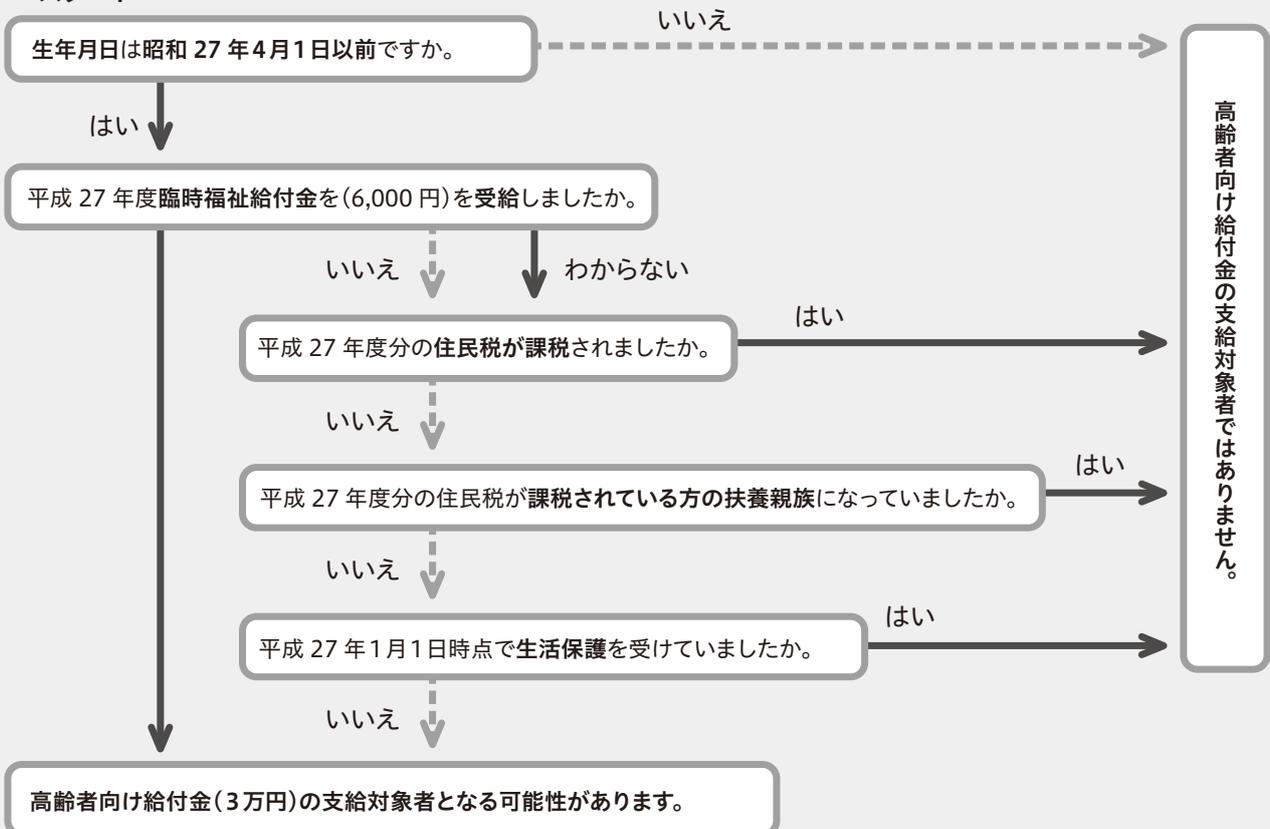
Q 基準日(平成 27 年 1 月 1 日)以降に亡くなられた方は対象になりますか？

A 基準日(平成 27 年 1 月 1 日)及び基準日の翌日以降から、(申請した後に)市町村で支給決定がされる前に亡くなった方については、支給の対象外となります。

対象者診断チャート

平成 27 年 1 月 1 日時点(基準日)で
小野町に住民票のある方が対象となります

スタート



※チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は役場健康福祉課または厚生労働省まで問い合わせください。